

# 2016 年度 入学試験問題

政経K問

## 政治・経済

### 注意事項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙はすべて黒鉛筆(HB)〈シャープペンシルは、HB 0.5 mm以上の芯であれば使用可〉で記入することになっています。  
(万年筆・ボールペン・サインペンなどを使用してはいけません。)
- III 解答用紙右端の出席票に印刷されている受験番号を確認してください。間違いがなければ氏名欄に署名し、切取線から切り離してください。
- IV 試験時間は 60 分です。
- V 問題は 12 ページで大問 4 問です。

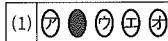
#### マーク記入上の注意

1. 解答欄にマークするときは、HBの黒鉛筆で次の正しい例のように、濃く正確にぬりつぶしてください。

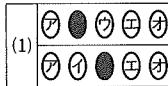
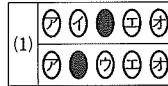
2. マークのしかた

(ア) 正しい例

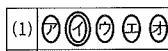
a 解答が1つの場合、例えばイと解答するときは

(1)  のように、マークしてください。

b 解答が2つの場合、例えばイとウと解答するときは

(1)  または (1)  のように各1つずつマークしてください。

(イ) 悪い例

(1)   
(2)   
(3)   
(4) 

○印でかこむ。

全部をぬりつぶしていない。

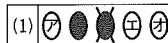
レ印をつける。

印をつける。

1 欄に2つ以上マークする。

このような記入をしてはいけません。

3. 一度記入したマークを訂正する場合は、消しゴムで完全に消してから記入しなおしてください。

(1)  のように×印をしても消したことにはなりません。

4. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、また汚したりしないでください。

[ I ] 次の文章を読んで、問(A)～問(E)に答えなさい。

日本国憲法には、「公共の福祉」という語が何度か登場する。この「公共の福祉」とは何なのか、憲法の規定を確認しながら考えてみよう。

まず、憲法第12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを( 1 )してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」と規定する。

次に、憲法第13条は、「すべて国民は、( 2 )として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定する。

さらに、憲法第22条第1項は、「何人も、公共の福祉に反しない限り、( 3 )、移転及び職業選択の自由を有する」と規定する。

最後に、憲法第29条第2項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」と規定する。なお、これに関連して、同条第3項は、「私有財産は、正当な( 4 )の下に、これを公共のために用ひることができる」と規定している。

以上に見たとおり、「公共の福祉」は四箇所で登場し、いずれも基本的人権に関わる箇所で用いられていることが分かる。そのうち、前二者(第12条および第13条)は、基本的人権の前提となる原則を示した規定で用いられ、後二者(第22条第1項および第29条第2項)は、自由権のなかでも、いわゆる( 5 )的自由に分類できる規定で用いられている。

ここでもう少し踏み込んで考えてみると、いずれの規定においても「公共の福祉」は、基本的人権を制約あるいは調整するための原理として理解することが可能で、また、少なくとも第29条第2項は、( a )を述べているものと理解できる。

ところで、憲法第11条によれば、「国民は、すべての基本的人権の( 6 )を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と規定され、第97条におい

ても、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試鍊に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と規定されている。

これらの規定からは、基本的人権が、法律や憲法改正によっても侵してはならない権利として絶対的に保障されるという考えが示されている。そうすると、先に示した「公共の福祉」の理解とこれらの規定は矛盾する関係にあるようにも思えるが、これは( b )と考えれば良いであろう。

最後に、基本的人権が制約があることがあるとして、何か具体的な立法が行われた際に、どのような基準で憲法に適合するかどうかを判断すればよいか。この場合、( c )論と呼ばれる考え方がある。この考え方によれば、精神的自由は( 5 )的自由に比べて優越し、違憲判断の際は、前者が後者よりも厳格な基準によって審査されなければならないとされる。

問(A) 文中の( 1 )～( 6 )に入れるのに最も適当な語を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。

〔語群〕

- |        |        |        |        |         |
|--------|--------|--------|--------|---------|
| (ア) 居住 | (イ) 人間 | (ウ) 悪用 | (エ) 付託 | (オ) 補償  |
| (カ) 個人 | (キ) 共有 | (ク) 濫用 | (ケ) 勤労 | (コ) 賠償  |
| (サ) 社会 | (シ) 人身 | (ス) 経済 | (セ) 平等 | (ソ) 日本人 |
| (タ) 政治 | (チ) 享有 |        |        |         |

問(B) 下線部に関して、基本的人権の公共の福祉による制約の具体例として、最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) プライバシー権を保障するための出版物の差止め  
(イ) 隣接家屋の被害を防止するための危険な建物の改修命令  
(ウ) 日照権を保護するための建築規制  
(エ) 生存権を保障するための生活保護

問(C) 文中の( a )に入る文として最も適当なものを次の(A)～(E)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 財産権が無制限に認められるわけではなく、法律による制限があること
- (イ) 財産権が重要な人権であることに鑑み、無制限に認められること
- (ウ) 財産権は資本主義経済の発展にとって重要であるから、法律によって制限されないこと
- (エ) 財産権はいわゆる利益衡量論により常に厳格な基準の審査を受けること

問(D) 文中の( b )に入る文として最も適当でないものを次の(A)～(E)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 人権も他人の人権との関係で制約されることがある
- (イ) 公共の福祉は、人権相互の矛盾・衝突を調整するための原理でもある
- (ウ) 公共の福祉は、すべての人々に対して、等しく人権を保障するための原 理でもある
- (エ) 社会全体の利益は、人権に優先する

問(E) 文中の( c )に入れると最も適当なものを次の(A)～(E)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) プログラム規定
- (イ) 二重の基準
- (ウ) 事情判決の法理
- (エ) 自己決定

〔Ⅱ〕次の文章を読んで、問(A)～問(D)に答えなさい。

グローバル化が進むなか、世界のさまざまな地域において経済的な結びつきが強化されるようになった。欧州におけるEUがそのような地域的経済統合の代表例である。北米では1994年にアメリカ、メキシコ、カナダによる(1)が発効した。南米では1995年に発足した(2)に、ブラジル、アルゼンチンなどが参加した。アジアにおいては、1967年に設立された(3)がある。環太平洋諸国間では、1989年にオーストラリアの呼びかけにより、比較的緩やかな結びつきである(4)が設立された。また、2006年にはシンガポール、チリ、<sup>①</sup>ニュージーランド、ブルネイの4カ国による経済連携協定が発効し、これはその後(5)として拡大し、2010年に8カ国で交渉がスタートしている。さらに、2013年には(6)が加わり、2015年8月現在では12カ国で交渉が行われている。

EUの起源は、ベネルクス3国、西ドイツ、フランス、イタリアの6カ国が参加した1952年の欧州(i)共同体(ECSC)にさかのぼる。1957年のローマ条約により欧州(ii)共同体(EEC)が創設され、これらと欧州(iii)共同体(EURATOM)の三つが統合される形で1967年に欧州共同体(EC)に発展した。1968年にはEC加盟国間で(iv)同盟が成立した。その後、ECは加盟国を拡大しながら市場統合を進め、資本・労働力・商品・サービスが自由に移動できる単一市場を形成していった。そして、1992年に調印された(7)条約により、欧州連合(EU)がその翌年に誕生した。欧州における通貨統合については、1979年に欧州通貨制度(EMS)が加盟国間で導入された。さらにこれを経て、経済通貨同盟EMUの下で1999年にユーロが誕生することとなった。<sup>②</sup>

問(A) 文中の( 1 )～( 7 )に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- |                     |               |               |
|---------------------|---------------|---------------|
| (ア) A F T A         | (イ) A P E C   | (ウ) A S E A N |
| (エ) E F T A         | (オ) E E A     | (カ) F T A A P |
| (キ) M E R C O S U R | (ク) N A F T A | (ケ) R C E P   |
| (コ) T P P           | (サ) インド       | (シ) インドネシア    |
| (ス) 韓国              | (セ) 中国        | (ソ) 日本        |
| (タ) ロシア             | (チ) アムステルダム   | (ツ) ニース       |
| (テ) マーストリヒト         | (ト) リスボン      |               |

問(B) 文中の( i )～( iv )に入る語句の組み合わせとして最も適当なもの  
を次の(ア)～(ケ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

選択肢	( i )	( ii )	( iii )	( iv )
(ア)	関税	経済	原子力	石炭鉄鋼
(イ)	経済	原子力	関税	石炭鉄鋼
(ウ)	原子力	経済	石炭鉄鋼	関税
(エ)	石炭鉄鋼	関税	経済	原子力
(オ)	関税	原子力	石炭鉄鋼	経済
(カ)	経済	関税	石炭鉄鋼	原子力
(キ)	原子力	石炭鉄鋼	関税	経済
(ク)	石炭鉄鋼	経済	原子力	関税
(ケ)	関税	石炭鉄鋼	経済	原子力

問(C) 下線部①の 4 カ国の中には日本が初めて経済連携協定を締結した国が含まれる。これに該当する国を次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) シンガポール (イ) チリ (ウ) ニュージーランド  
(エ) ブルネイ

問(D) 下線部②に関して、ユーロ導入の条件の一つに各国は「財政赤字を G D P 比で( a )%以下、政府債務残高を G D P 比で 60% 以下にしなければならない」という条件がある。この条件の( a )に入る数字として最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 3 (イ) 8 (ウ) 10 (エ) 30 (オ) 33

〔III〕 次の文章を読んで、問(A)～問(F)に答えなさい。

地域の再生が国政における重要な課題の一つとなってきたことから、21世紀は「( 1 )」といわれる。( 1 )を推進するために、2014年11月28日に公布された「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置された。<sup>①</sup>今日、人口減少や少子高齢化という日本が直面する大きな問題に対して、各地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持するのがその目的である。

戦後日本の地方自治体は、( 2 )の首長と議員をもち、住民生活をささえる大きな役割をはたしてきた。しかし、実質的には自治体の自立性は弱く、国の関与や統制の強い中央集権的なシステムが温存されていた。現在は廃止されているが、国の指揮監督のもとに行う( 3 )や国の許認可制度によって自治体の自由や政策決定が制約されていた。さらに財政面でも、依存財源に比べて、<sup>②</sup>自主財源の割合が低く、思うような財政運営が十分できなかった。

その結果、地域や都市の個性と自主性がうすれ、社会は画一化していった。東京に人口、経済力、情報などが( 4 )する反面、<sup>③</sup>地方は衰退し、公共サービスにおける都市との格差が拡大した。1990年代になってようやく地方分権改革が進められ、( 5 )年には地方分権一括法が施行されているが、財政自主権の拡大のための措置は急務の課題である。

財政的に弱い自治体を合併させる動きも見られた。1999年以降、地方分権の推進と地方行財政の効率化などのために市町村の合併が進められた。「平成の大合併」である。その結果、市町村数は1999年の約3200から2014年には約( 6 )にまで減少した。

地方の都市や農山漁村をマネジメントし、地域を活性化してその魅力を高めるためには、住民の統治能力が欠かせない。欧米ではこの問題は自由や自治の観点から重視されてきた。イギリスの政治学者である( 7 )はその著作『近代民主政治』で、「地方自治は民主主義の最良の学校」と述べている。地方自治は、( 8 )が地方の身近な問題を考えていくなかで、共同の利益や公共的・個人的義務について学び、さらに自由を平和的に行使する能力を身につける重要な基盤

になるというのである。この点では中央も地方も、都市も農山漁村も変わらない。

( 9 )は古代ギリシャの政治的単位で、神殿や広場があり、アテネでは自由民による民主政治が行われていた。ドイツの社会学者であるマックス=ウェーバー<sup>④</sup>は、その著作『都市の類型学』のなかで、都市を防御施設、定住集落、市場、共同団体などからなるものと考えた。なかでも自律性と自主性をもった( 8 )の存在や民主主義を都市の重要な要件とみなしている。都市や地域は人々が自らの人間性を開花させ、自己を表現する様式や方法を増幅させる場にほかならない。

( 1 )を先取りする動きと考えられるのが、( 10 )県ではじまった「一村一品運動」である。都市や地域に居住する主人公である住民が都市や地域のステークホルダー<sup>⑤</sup>としての自信と誇りを持ち、ムーブメント(運動)を通じて地域の新たな価値を創造しなければ、地方再生も成功しないであろう。

問(A) 文中の( 1 )～( 10 )に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- |              |               |              |
|--------------|---------------|--------------|
| (ア) 女性の時代    | (イ) 権力者       | (ウ) 自治事務制度   |
| (エ) 市民       | (オ) 任命制       | (カ) 公選制      |
| (キ) 機関委任事務制度 | (ク) 都市の時代     | (ケ) 法定受託事務制度 |
| (コ) 一極集中     | (サ) 分権化       | (シ) 多極化      |
| (ス) 官僚       | (セ) 議会選任制     | (ソ) 地方の時代    |
| (タ) トックビル    | (チ) ロバート=オーエン |              |
| (ツ) ブライス     | (チ) ポリス       | (ハ) アゴラ      |
| (ナ) レファレンダム  | (ニ) 福岡        | (ヌ) 大分       |
| (ネ) 熊本       | (ノ) 1200      | (ロ) 1700     |
| (ヒ) 1992     | (フ) 1995      | (ヘ) 2000     |
| (ホ) 2200     |               |              |

問(B) 下線部①に関して、その結果生じる固有の問題として最も適当なものを次の(A)～(E)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 多重債務と自己破産問題
- (イ) 年金制度における給付と負担の世代間アンバランス
- (ウ) 正規雇用者と非正規雇用者の賃金差
- (エ) 食の安全性

問(C) 下線部②に含まれるものとして、最も適当なものを次の(A)～(E)から一つ選

び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 地方交付税
- (イ) 国庫支出金
- (ウ) 地方税
- (エ) 地方譲与税

問(D) 下線部③に関する事例として、最も適当でないものを次の(A)～(オ)から一つ

選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 住む人が急速に減少して崩壊に瀕する集落、いわゆる限界集落が生まれた。
- (イ) 北海道夕張市は、「財政再生団体」として再生に向けた行財政運営を行っている。
- (ウ) 地方では空き店舗が増え、「シャッター通り」と呼ばれる商店街も見られる。
- (エ) 地方の鉄道やバスの路線が廃止されたり、第三セクターに移管されるようになっている。
- (オ) 地方の衰退を防止し、広域行政による合理化を推進する施策として道州制が実施された。

問(E) 下線部④に関して、マックス=ウェーバーの著作として最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 『資本論』
- (イ) 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』
- (ウ) 『諸国民の富』
- (エ) 『雇用・利子および貨幣の一般理論』
- (オ) 『経済学および課税の原理』

問(F) 下線部⑤に関して、「ステークホルダー」は通常、企業について論じられることが多いが、企業のステークホルダーとして最も適当でないものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 投資家・株主 (イ) 消費者・顧客 (ウ) 従業員
- (エ) 地域社会 (オ) 公正取引委員会

[IV] 次の文章を読んで、( 1 )～( 10 )に入れるのに最も適当な語句を、解答欄に記入しなさい。

近代国家の基本枠組みは、ヨーロッパをある程度一体的に支配していた( 1 )の崩壊や、宗教改革後の宗教戦争による凄惨な経験に基づき、各地の支配者が、相互に領土と( 2 )を確認し、それぞれの領域についての法律制定や外交交渉について( 3 )を認め合うことによって形成された。その具体例としては、カトリック対プロテスタンントの最後の宗教戦争で、ヨーロッパ全土を巻き込んだ最初の大戦争でもある三十年戦争(1618～1648年)の最中に交渉が進められた( 4 )条約が挙げられる。

この条約を通じて、大小350の領邦からなる神聖( 1 )の構成国とその周辺のフランス、スウェーデン、デンマーク、オランダ、イギリス、スペインといった国々の領土や( 3 )も確定され、ヨーロッパ国際政治はこれら対等な各国からなる「( 4 )体制」として規定されるようになった。そして、これら対等な国同士が戦争に乗り出す際の規制を設けた( 5 )という観念も、オランダ出身のグロティウスによって、三十年戦争の最中に生み出されていった。さらに、宗教戦争が終息するにつれて、( 6 )の原則も確立した。この原則は、国家間の権力闘争の余地を制限すべく、他国の( 3 )を尊重し、各国の国内政治に関しては、各国に委ねることが可能であり、また委ねるべきとの考えに立脚している。

他方で、19世紀に欧米列強の脅威に直面した非欧米地域は、既存の伝統的体制や慣習を部分的に放棄し、欧米流の近代国家の樹立を余儀なくされた。中東諸国の場合、そのような趨勢<sup>すう</sup>に対して、( 7 )的伝統を維持しようとする動きは、一方で選挙や議会という欧米的な制度を通じた政治参加によって( 7 )的な社会の実現を図る稳健路線と、他方で欧米起源の政治体制はそもそも( 7 )教に反するとして、あるいは既存の政治制度の不合理を理由に、制度の外から武力闘争を試みる路線とに大別されてきた。後に「( 7 )国」を名乗ることになった武装集団は、後者の一つである。

2014年、この武装集団は、( 8 )共和国北部と西部を制圧し、西に( 2 )を接するシリアの北東部・北部へも勢力範囲を拡大し、世界を驚かせた。一国の

領域内で分離独立運動を起こすにとどまらず、既存の（2）を超えて自由に往来しながら実効支配を広げたのである。彼らは、それぞれの地域ごとに国家を形成している既存の中東諸国について、ヨーロッパ列強がサイクス・（9）協定に基づいてオスマン・トルコを植民地分割した結果生じたものとし、その正統性を否定した。彼らは、近代的制度に順応したムスリムを背教者として断罪し、（7）的でない法制度に依拠した中東諸国の体制を打倒する「ジハード」を主張したのである。そして、初期（7）時代の理念や制度を範型とし、（7）世界の統一を目標に掲げた。

さらに彼らの指導者のバグダーディは、自らカリフに就任したと宣言した。カリフとは、（7）法の理念によれば、全世界のムスリムに対する正統な政治的指導者に与えられる地位であり、数百年にわたって実質上空位となってきた。バグダーディは、あえて時代錯誤とも言えるこの名称に訴えることで、ムスリム間の反欧米・反近代的感覚に訴えて支持者・支援者を増やそうとしたのである。斬首による処刑映像をインターネット上に公開するのも、同様の宣伝効果を狙っているとの指摘がある。人質にオレンジ色の服を着せて処刑する映像は、アメリカ軍が敵性戦闘員とみなした者を、国内法の及ばない（10）共和国のグアンタナモ基地内に設けた収容所に監禁したり、（8）のアブー・グレイブ刑務所で虐待したりした光景を想起させるからである。さらに彼らは、（5）上禁止されている奴隸化を異教徒に対して進めている。これもまた（7）法学に従う措置であるとされ、彼らは、奴隸制を否定する近代の（5）体系そのものが違法・誤謬であるとして、それに対して挑戦しているのである。このように彼らは、欧米諸国が（4）条約以降築き、世界に展開してきた近代国家体制を根本から否定しようと試みているかに見える。

（以上）